

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」重要事項説明書
～短期入所生活介護＋通所介護＋訪問介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（〇〇県指定 第〇〇号）
通所介護（〇〇県指定 第〇〇号）
訪問介護（〇〇県指定 第〇〇号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び通所介護サービス、訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	5
5. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項	13
6. 苦情の受付について	14

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」利用契約書
～短期入所生活介護＋通所介護＋訪問介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第四章 契約者の義務
第 1 条 (契約の目的)	第 16 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)
第 2 条 (契約期間)	第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)
第 3 条 (個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)	第 17 条 (損害賠償責任)
第 4 条 (介護保険給付対象サービス)	第 18 条 (損害賠償がなされない場合)
第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)	第 19 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第 6 条 (契約期間と利用期間)	第六章 契約の終了
第 7 条 (訪問介護員の交替等)	第 20 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第 8 条 (訪問介護サービスの実施)	第 21 条 (契約者からの中途解約)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 22 条 (契約者からの契約解除)
第 9 条 (サービス利用料金の支払い)	第 23 条 (事業者からの契約解除)
第 10 条 (利用の中止、変更、追加)	第 24 条 (契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)
第 11 条 (訪問介護サービスにおけるサービス内容の変更)	第 25 条 (精算)
第 12 条 (利用料金の変更)	第七章 その他
第三章 事業者の義務	第 26 条 (苦情処理)
第 13 条 (事業者及びサービス従事者の義務)	第 27 条 (協議事項)
第 14 条 (守秘義務等)	
第 15 条 (訪問介護員の禁止行為)	

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」重要事項説明書
～短期入所生活介護＋通所介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。
短期入所生活介護（〇〇県指定 第〇〇号）
通所介護（〇〇県指定 第〇〇号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び通所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	8

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」利用契約書
～短期入所生活介護＋通所介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第五章 損害賠償（事業者の義務違反）
第 1 条（契約の目的）	第 13 条（損害賠償責任）
第 2 条（契約期間）	第 14 条（損害賠償がなされない場合）
第 3 条（個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更）	第 15 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第 4 条（介護保険給付対象サービス）	第六章 契約の終了
第 5 条（介護保険給付対象外のサービス）	第 16 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）
第 6 条（契約期間と利用期間）	第 17 条（契約者からの中途解約）
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 18 条（契約者からの契約解除）
第 7 条（サービス利用料金の支払い）	第 19 条（事業者からの契約解除）
第 8 条（利用の中止、変更、追加）	第 20 条（契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）
第 9 条（利用料金の変更）	第 21 条（精算）
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第 10 条（事業者及びサービス従事者の義務）	第 22 条（苦情処理）
第 11 条（守秘義務等）	第 23 条（協議事項）
第四章 契約者の義務	
第 12 条（契約者の施設利用上の注意義務等）	

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」重要事項説明書
～通所介護＋訪問介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

通所介護（〇〇県指定 第〇〇号）

訪問介護（〇〇県指定 第〇〇号）

当事業所はご契約者に対して通所介護サービス及び訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 訪問介護サービスの利用に関する留意事項	10
6. 苦情の受付について	11

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 〇〇〇〇〇会
(2) 法人所在地 〇〇県××市△△町◇丁目▽番地
(3) 電話番号 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(4) 代表者氏名 理事長 〇〇 〇〇
(5) 設立年月 昭和〇年〇月〇日

平成 12 年 3 月 29 日

モデル「指定居宅サービス」利用契約書
～通所介護＋訪問介護～

全社協「福祉サービスの契約及び情報提供のあり方に関する検討会」

◇◆目次◆◇

第一章 総則	第四章 契約者の義務
第 1 条 (契約の目的)	第 15 条 (契約者の施設利用上の注意義務等)
第 2 条 (契約期間)	第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)
第 3 条 (個別の居宅サービスに係る介護計画の決定・変更)	第 16 条 (損害賠償責任)
第 4 条 (介護保険給付対象サービス)	第 17 条 (損害賠償がなされない場合)
第 5 条 (介護保険給付対象外のサービス)	第 18 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)
第 6 条 (訪問介護員の交替等)	第六章 契約の終了
第 7 条 (訪問介護サービスの実施)	第 19 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第 20 条 (契約者からの中途解約)
第 8 条 (サービス利用料金の支払い)	第 21 条 (契約者からの契約解除)
第 9 条 (利用の中止、変更、追加)	第 22 条 (事業者からの契約解除)
第 10 条 (訪問介護サービスにおけるサービス内容の変更)	第 23 条 (契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効)
第 11 条 (利用料金の変更)	第 24 条 (精算)
第三章 事業者の義務	第七章 その他
第 12 条 (事業者及びサービス従事者の義務)	第 25 条 (苦情処理)
第 13 条 (守秘義務等)	第 26 条 (協議事項)
第 14 条 (訪問介護員の禁止行為)	